

**「開発事業の構想」又は「土石の堆積事業の構想」についての意見書**

横浜市開発事業等の調整等に関する条例の規定により、周知を受けた「開発事業の構想」又は「土石の堆積事業の構想」について、開発事業者又は土石の堆積事業者に対して意見書を提出することができます。

※ 意見書の提出方法等については、開発事業者又は土石の堆積事業者より配布された、「開発事業の構想について周知を受ける地域住民等のみなさまへ」又は「土砂又は岩石を積重ねる事業（土石の堆積事業）の構想について周知を受ける地域住民等のみなさまへ」を御覧ください。

**1 開発事業の構想又は土石の堆積事業の構想についての御意見**

御意見を 記入する方	住所	
	氏名	
御意見		

**2 御意見に係る開発事業又は土石の堆積事業の受付番号及び所在地**

受付番号	第	号
所在地		

**3 提出期限**

意見書の提出期限 ※国内からの郵送等の場合は、当日消印有効。	年 月 日（ ）まで
-----------------------------------	------------

**4 提出先**

郵便・信書便で送付する場合の 宛先の住所・氏名	〒
電子メールで送信する場合の 宛先の電子メールアドレス	

（注意）

- ※ 1の「氏名」及び「住所」の欄は、必ず記載してください。
- ※ 「住所」及び「氏名」の欄は、法人の場合にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに担当者の方の氏名を記入してください。
- ※ 開発事業者又は土石の堆積事業者は、周知をするときに、上記2から4の欄を記入したうえで、この用紙を配布してください。